

伊予市訓令第4号

伊予市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月25日

伊予市長 武 智 邦 典

伊予市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊予市事務決裁規程（平成19年伊予市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第1（第4条関係） 共通決裁事項 1 一般事項							別表第1（第4条関係） 共通決裁事項 1 一般事項						
事項	決裁権者				合議	備考	事項	決裁権者				合議	備考
	市長 (甲)	副市長 (乙)	部長 (丙)	課長等 (丁)				市長 (甲)	副市長 (乙)	部長 (丙)	課長等 (丁)		
省略							省略						
<u>条例、規則及び訓令の制定並びに改廃</u>	○					総務部長及び総務課長	<u>条例、規則及び訓令、法令、条例等の委任を受けた告示並びに規程形式による告示の制定並びに改廃</u>	○					総務部長及び総務課長
<u>規程形式による告示の制定及び改廃</u>				○		総務課長							
省略							省略						
備考 省略 2・3 省略							備考 省略 2・3 省略						

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。